

一九五四年四月十日 遇二回發行(火、金曜日)

公報

オ56号

一九五七年
七月十二日

目次

規則ページ

- 建築安全規則(オ五一号)
- 戸籍法施行規則の一部を改正する規則(オ五二号)
- 毒物及び劇物指定規則(オ五三号)
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する規則(オ五四号)
- 保安林の指定事項中訂正する件(オ一二三号)
- 医療機関を指定する件(オ一一四号)
- 無線局の免許を与えた件(オ一一五号)
- 無線局の名称を変更した件(オ一一六号)
- 豚コレラ、丹毒、予防治射を実施する件

- | | |
|------------------|----|
| 裁判所 | 17 |
| 登記公告(宮古、八重山各登記所) | 17 |
| 規則 | 17 |

裁判所

令

17

17

17

17

○規則第五十一号

建築基準法(一九五二年立法)第六十五号)第36条の2及び第39条

第2項に基づき、建築安全規則を次のように定める。

一九五七年七月十二日

行政主席 当間 重輔

建築安全規則

第一章 総則

(目的)

(オ一節 目的)

第一條 建築基準法(以下「法」とい

う。)第36条の2による建築物の敷地、構造及び建築設備に関する建

築物の敷地と道路との関係について、

制限及び第39条第2項による建

築物の制限は、この規則の定める

ところによる。

○二節 敷地及び道路

(かど敷地の建築制限)

第二条 幅員がそれぞれ六メートル以下の道路が交わるかど敷地については、敷地のすみを頂点とする長さ二メートルの底辺をもつ、二等辺三角形の部分若しくはこの部分に突き出して建築物を建築し又は交通上支障のある擁壁の類を築造してはならない。ただし、道路にすみ切がある場合若しくは敷地のすみ角が百二十度以上の場合または道路が法第38条第1項第5号の規定により築造したものである場合は、この限りでない。

(敷地の形態)

第三条 建築敷地が路地状部分によつて道路に接する場合には、その敷地の路地状部分の幅員は、次の各号に掲げる限度以上としなければならない。ただし、建築物の配置、用途及び構造により保安上支障がない場合は、この制限を緩和することができます。

一 敷地の路地状部分の長さが十メートルまでのときは、二メートル

二 敷地の路地状部分の長さが二十メートルまでのときは、三メートル

ル

メートルをこえるときは、五メートル

メートルまでとし、この規則の定める

内

に二棟以上の建築物がある場合

は、その延べ面積の合計)が二百

平方メートル以上のときは、オ一

号の二メートルを三メートルオ二

号の三メートルを四メートルと読

みかえる。

2 特殊建築物については、前項の規定にかかるらずオ二章に定めるとするによる。

(大規模建築物の敷地と道路との関係)

第四条 延べ面積(同一敷地内に二棟以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計)が一千平方メートルをこえる建築物の敷地は、道路に長さ六メートル以上接しなければならない。

(長屋の出入口と道路との関係)

第五条 長屋の各戸の主要な出入口は、道路に面しなければならない。ただし、二戸建で幅員一メートル以上の敷地内の道路に面したもの又は主要構造部が耐火構造であり、かつ、土地及び周囲の状況により保安上支障がないものは、この限りでない。

(がけ)

第六条 この条にいうがけ高とは、がけ下端を過ぎる三分の一こう配の斜線をこえる部分について、がけ下端よりその最高部までの高さをいう。

2 高さ二メートルをこえるがけの下端からの水平距離ががけ高の二倍以内のところに建築物を建築し、又は

建築敷地を造成する場合は、がけの斜面のこう配又は擁壁の構造は、次の各号によらなければならない。ただし、がけ下においてがけ下端からの水平距離が二十メートルをこえる場合はこの限りでない。

一 斜面のこう配は三十度以下としなければならない。ただし、堅固定め地盤を切つて斜面とするもの又は特殊な構法によるもので保安上支障がない場合はこの限りでない。

二 高さ二メートルをこえる擁壁の構造は、建築基準法施行規則(以下「規則」という。)第百三十条各号の規定によるのほか、土の摩擦角が三十度以下(土質が堅固で支障がない場合は、四十五度以下)であつて、基礎と地盤との摩擦係数が、〇、三以下(土質が良好で支障がない場合は、〇、五以下)の場合にも安全でなければならぬ。

3 前項のがけ上の建築敷地面には、適当な排水設備を設けなければならない。
(居室を三階に設ける場合)
第七条 商業地域内においては、三階以上のお部屋を設ける建築物は、その主要構造部を木造としてはならない。(木造の長屋の形態及び戸数)
第八条 木造の長屋は、六戸建以下で、

かつ、階数は、二以下でなければならない。ただし、重層長屋とするものは、八戸建とすることができる。

2 前項の長屋の各戸は、その外壁が二面以上外気に面しなければならない。

(木造の長屋の内壁等)

第九条 木造の長屋で重層長屋とするものは、階下の各戸の内壁、天井及び階段裏を防火構造とし、又は不燃材料、木モザメント板その他これらに類似するものでおおい、若しくは防火塗料で塗装しなければならない。

(防火壁の位置)

第十条 建築物の平面がカギ形をなす部分に防火壁を設ける場合は、防火壁のそでのせん端を通りカギ形の内側の外壁に挟まれた直線の長さが次に掲げる限度以内になるよう位置づけてはならない。

二 その建築物が二階建以上の場合は十メートル

2 段状に高さの差がある建築物で、その低い部分に防火壁を設ける場合は、高い部分から段の高さの最大の差以上の水平距離を保たなければならぬ。

3 外壁及び軒裏が防火構造で、かつ、開口部に防火上支障がない場合は、前二項の制限を緩和することができる。

第二章 特殊建築物

オ一節 通則

(この章にう特殊建築物)

第十一条 この章で特殊建築物とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 学校

二 病院、診療所

三 共同住宅、寄宿舎

四 ホテル、旅館、下宿

五 百貨店、マーケット、市場

六 劇場、映画館、観覧場、演劇場

七 展覧会場

八 遊技場、舞踏場、キヤバレー

九 公衆浴場

十 倉庫を営む倉庫

十一 自動車車庫(その用途に供する部分の床面積の合計が十五平方メートル以下で、かつ、小型自動車を格納するものを除く。)自動車充電所、自動車修理場

十二 工場(作業場の床面積が五十平方メートル以下のものを除く。)

十三 駐車場

十四 車両運送場

十五 事業用施設

十六 事務所、研究室

十七 事務所、研究室

十八 事務所、研究室

十九 事務所、研究室

二十 事務所、研究室

二十一 事務所、研究室

二十二 事務所、研究室

二十三 事務所、研究室

二十四 事務所、研究室

二十五 事務所、研究室

二十六 事務所、研究室

二十七 事務所、研究室

二十八 事務所、研究室

二十九 事務所、研究室

三十 事務所、研究室

三十一 事務所、研究室

三十二 事務所、研究室

三十三 事務所、研究室

第十三条 特殊建築物の屋外に設ける階段は、木造としてはならない。ただし、物干し、物見塔その他これらに類するものに専用の階段は、この限りでない。

第十四条 建築物の一部が、この章の規定によつて耐火構造としなければならない場合には、その部分とその他の部分とを耐火構造の床壁及び甲種防火戸で区画しなければならない。

(防火区画)

2 建築物の一部が、この章の規定によつて延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない規模又は用途である場合は、その部分とその他の部分とを耐火構造又は画面を防火構造とした壁又は甲種防火戸若しくは、乙種防火戸で区画しなければならない。

3 建築物の一部をホテル、旅館、下宿又は診療所(患者十人以上の収容施設を有するもの。)の用途に供するもので、階数が二であり、かつ、それらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるるものについて、その部分とその他の部分とを前項に掲げる壁又は防火戸で区画しなければならない。

(便所の制限の緩和)

第十五条 この章の規定によりくみ取便所としてはならない用途の建築物は、前二項の規定を緩和することができる。

境衛生上支障がある場合においては、便所を改良便そうとすることができる。

一下水道その他これらに類する排水施設が不完全の場合又はこれらの施設のない場合で、土地の状況及び地質により浸透式とすることが不適当なとき。

二下水道その他これに類する排水施設の末端が飲料水に供する河川に放流される場合。

第三節 学 校

(四階以上に設ける教室の類の禁止)

第十六条 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校及びこれらに類する各種学校にあつては、建築物のオ四階以上に教室その他の児童及び生徒を収容する室を設けてはならない。

(避難用建築物)

第十七条 前条の学校にあつては、児童及び生徒全員の避難用に供するため講堂、屋内体操場又は校舎の一部の主要構造部を耐火構造としなければならない。ただし、土地及び周囲の状況、建築物の規模及び構造により支障がない場合は、この制限を緩和することができる。

(出入口) 教室その他児童又は生徒を収容する室には、廊下、広間の類又は屋外に面して二以上の出入口を設けなければならない。

(本造校舎と隣地境界線との距離) 第十九条 太造校舎の本屋と隣地境界

線との距離は、四メートル以上、校舎の附属家と隣地境界線との距離は、二メートル以上としなければならない。

一 下水道その他これらに類する排水施設が不完全の場合又はこれらの施設のない場合で、土地及び周囲の状況、建築物の配置及び規模により保安上支障がない場合は、この制限を緩和することができる。

二 下水道その他これに類する排水施設の末端が飲料水に供する河川に放流される場合。

第四節 共同住宅、寄宿舎

(準防火地域内の共同住宅又は寄宿舎の内壁等)

第二十条 準防火地域内にある木造の共同住宅又は寄宿舎で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるものは、その壁及び天井(大井のない場合は屋根)の室内に面する部分を防火構造とし、又は不然材料、木毛セメント板その他これらに類するものでおおい、若しくは防火塗料で塗装しなければならない。

(耐火構造でない建築物の一階等に設ける共同住宅の禁止) 第二十一条 共同住宅でその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以上のものは、建築物の主要構造部が耐火構造でない工場、料理店、飲食店及びオナーナー五号からオナーナー号までの建築物の上階に設けてはならない。

2 共同住宅でその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以上のものは、高架工作物内に設けてはならない。

(出入口) 第十八条 教室その他児童又は生徒を収容する室には、廊下、広間の類又は屋外に面して二以上の出入口を設けなければならない。

(本造校舎と隣地境界線との距離)

第二十二条 共同住宅の主要な出入口は、道路に面して設けなければならぬ。ただし、土地及び周囲の状況、建築物の規模により保安上支障がない場合は、この限りでない。

一 下水道その他これらに類する排水施設の末端が飲料水に供する河川に放流される場合。

二 下水道その他これに類する排水施設の末端が飲料水に供する河川に放流される場合。

第五節 共同炊事場

(木造共同住宅の住戸又は住室の炊事施設)

第二十三条 木造共同住宅の避難階以外の階で住戸または住室の数が六をこえる場合においては、その階から避難階に通ずる二以上の直通階段を設けなければならない。

(共同住宅の居室)

第二十四条 共同住宅の各住戸又は各住室の居住の用に供する居室のうち一以上は、次の各号によらなければならない。

一 床面積は七平方メートル以上とすること。

二 直接に道路又は幅員二メートル以上の空地(適当に道路又は公園若しくは廣場の類に連絡するもの)に面する窓を設けること。

三 外気若しくは廊下、広間の類に通する換気口又は換気装置を設けること。

(共同住宅の共同炊事場)

第二十五条 共同住宅で炊事場を共同とする場合は、共同する住戸又は住室各一につき一平方メートル以上の床面積を有し、かつ、その床面積が六平方メートル以上の共同炊事場を各階に設けなければならない。

(共同住宅の共同便所)

第二十六条 木造の共同住宅で住戸又は住室に各炊事の施設を設ける場合においては、その部分について前条第一項の規定を準用する。

(便所及び洗面所)

第二十七条 共同住宅で床面積が二十

五平方メートル以上の住戸又は住室には、各便所及び洗面所を設けなければならない。ただし、衛生上支障

されなければならない。ただし、便所及び洗面所の規定を準用する。

(共同便所)

第二十八条 共同住宅で便所を共同とする場合は、共用する住戸又は住室五つにつき一箇以上の割合で、大便器及び小便器を有する共同便所を設けなければならない。

(くみ取便所の禁止)

第二十九条 共同住宅又は寄宿舎でその用途に供する部分の床面積の合計が四百平方メートルをこえるものの

便所は、くみ取便所としてはならぬ。

がない場合は、この制限を緩和することができる。

2 木造の共同住宅の共同炊事場は、その壁及び天井(天井のない場合は、屋根)の室内に面する部分並びに床を不燃材料で造り又はおおわなければならぬ。

3 前項の共同炊事場は、避難階に通ずる直通階段の直下に設ければならない。

(木造共同住宅の住戸又は住室の炊事施設)

第二十九条 共同住宅の主要な出入口は、道路に面して設けなければならぬ。ただし、土地及び周囲の状況、建築物の規模により保安上支障がない場合は、この限りでない。

一 下水道その他これらに類する排水施設の末端が飲料水に供する河川に放流される場合。

二 下水道その他これに類する排水施設の末端が飲料水に供する河川に放流される場合。

第六節 便所

(共同便所のくみ取便所)

第三十条 共同住宅で便所を共同する場合は、共用する住戸又は住室五つにつき一箇以上の割合で、大便器及び小便器を有する共同便所を設けなければならない。

(くみ取便所の禁止)

第三十一条 共同住宅又は寄宿舎でその用途に供する部分の床面積の合計が四百平方メートルをこえるものの

便所は、くみ取便所としてはならぬ。

1957年7月12日 公報

<p>オ四節 百貨店、マークット、市場（敷地と道路との関係）</p> <p>第三十条 百貨店でその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上のものは、道路上に二方向以上しなければならない。ただし、敷地の外周の長さの三分の一以上が道路に接している場合は、この限りでない。</p> <p>(出入口)</p>	
<p>第三十一条 前条の百貨店の主要な出入口の前面には、敷地内に間口が出入りの幅の二倍以上、かつ、奥行が五メートル以上の寄り付きその他の空地の類を設けなければならない。</p> <p>(吹抜け)</p>	

<p>第三十二条 百貨店の売場の大井は、吹抜けとしてはならない。ただし、オ一階の天井は、この限りでない。</p> <p>(マークット又は市場の防火構造)</p>	
<p>第三十三条 木造のマークット（屋内通路を有するもの。以下本節において同じ。）又は市場でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるものは、その壁及び天井（天井のない場合は、屋根）の室内に面する部分を防火構造とし、又は不燃材料で造らなければならぬ。若しくは防火塗料で塗装しなければならない。</p> <p>(マーケットの出入口、屋内通路の幅及び通路の幅員)</p>	

<p>第三十四条 マーケットの用途に供する部分の床面積五十平方メートル以内ごとに一以上の割合で、便器を有する共同便所を設けなければならない。</p> <p>(マーケットの共同便所)</p>	
<p>第三十五条 マークットは、その用途に供する部分の床面積五十平方メートル以内ごとに一以上の割合で、便器を有する共同便所を設けなければならない。</p> <p>(マーケットの共同便所)</p>	

<p>第三十六条 次の各号の一にあてはまる道路又は場所に面して自動車の出入口を有する敷地に、自動車の車庫、充電所又は修理場を建築してはならない。</p> <p>(敷地)</p>	
<p>第三十七条 自動車の車庫、充電所又は修理場の出入口は、道路境界線から一メートル以上後退して設けなければならない。</p> <p>(駐車空地)</p>	

<p>第三十八条 自動車の車庫又は修理場の用途に供する建築物は、主要構造部、内壁及び天井を耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならぬ。ただし、その用途に供する部分の床面積の合計が、百平方メートル以内のもので壁及び天井（天井のない場合は、屋根）の室内に面する部分を防火構造としたものは、この限りでない。</p> <p>(構造)</p>

<p>第三十九条 自動車の車庫又は修理場の用途に供する建築物で、次の各号の一にあてはまる場合は、その主要構造部を耐火構造としなければならない。</p> <p>(構造)</p>
--

<p>第四十条 自動車の車庫又は修理場の構造設備は、次の各号によらなければならない。</p> <p>(一般機械設備)</p>

る建築物の客用の出入口、屋内通路の幅員は、次の各号によらなければならぬ。

十メートル以内の道路

五 前各号の外、行政主席が交通上

れるに類するものの出入口から二

三 建築物の避難階以外の階に設けるもの。

ルをとえるもの。

二 床及び天井は、耐火材料をもつて構成し、污水排除の設備を設けること。

一 床及び天井は、耐火材料をもつて構成し、污水排除の設備を設けること。

二 床が天盤面下にある場合には、

二方向以上に外気に通ずる適当な

換気口又はこれに代る設備を設け

ること。

三 懸斜路の縦断面こう配は、六分の一をこえないこと。

四 外壁の窓又は出入口で延焼のおそれのある部分にあるものは、甲種防火戸又は乙種防火戸（規則第十九八条を二項オ六号に掲げるもの）を除く。以下この条に限り、同じ。)を設けること。ただし、本造建築物で外壁を防火構造としないてもよい建築物の場合及び公園、広場等の空地又は防火上有効な構造物に面する建築物の場合は、この限りでない。

五 建築物のオ三階以上の階又は地盤面から十メートル以上の箇所に設ける場合は、これらに連絡する階段を設け、又はこれに代る設備を設けること。

六 オ四号により防火戸を設ける場

合を除き、車庫又は修理場で開口

部に扉の類を設ける場合は、甲種防火戸又は乙種防火戸若しくは不燃材料で構成されたものをもちいること。

(他の用途部分との区画)

第四十一条 建築物の一部を自動車の車庫又は修理場を設ける場合は、前三条による外、次の各号によらなければならない。

- オ十四条の規定の適用をうけない場合は、車庫又は修理場とその他の部分との境界に設ける出入口、開口部には「前条オ四号」に準じて防火戸を設けること。
- 車庫若しくは修理場の床及び天井又は車庫若しくは修理場以外の部分に通ずる開口を設けないこと。ただし、特殊の用途に供するもので、やむをえない場合は、この限りでない。
- 車庫又は修理場以外の部分たる改修する難易用出入口は、車庫又は修理場内に設けないこと。
(緩和又は免除)

第四十二条 商品である自動車又は燃料を使用しない自動車を格納する車庫については前四条の制限を緩和又は免除することができる。

- オ六節 ホテル、旅館、下宿
(防火構造)
- オ十三条 ホテル又は旅館の周囲に供する部分が次の各号の一にあつては、主要構造部を耐火構造としなければならない。ただし、

延べ面積が五十平方メートル以内の平家建の附屋建築物で外壁及び軒裏を防火構造としたものは、この限りでない。

延べ面積が五百平方メートル以内の平家建の附屋建築物で外壁及び軒裏を防火構造としたものは、この限りでない。

平方メートルをこえる場合においては、その各階から避難階に通する二以上直通階段を設けなければならぬ。

七十五センチメートル以上とすることができる。

第四十八条 ホテル、旅館又は下宿の用途に供する建築物でこれらの用途に供する部分の床面積の合計

- 主要構造部が耐火構造であるか又は不燃材料で造られているものについては、前項の規定の適用について、「各百平方メートル」とあるのは、「各二百平方メートル」と読み替えるものとする。
- 建築物の三階以上の階をホテル又は旅館の用途に供するもの。
- ホテル又は旅館で、その一部を下宿の用途に供するものは、その部分をホテル又は旅館とみなし前項の規定を適用する。

(防火構造)

第四十四条 法オ二十二条の市街地の区域内にある木造建築物のうち、ホテル、旅館又は下宿の用途に供するもので、階数が二でありかつ、それらの用途に供する部分の床面積の合計が一百平方メートルをこえるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分は、防火構造としなければならない。

- オ三節の規定によりて、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分は、防火構造としなければならない。
- オ三節及びオ四節の規定によりて、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分は、防火構造としなければならない。

合計が一百平方メートルをこえるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分は、防火構造としなければならない。

- オ一項及びオ二項の規定は、開口部のない耐火構造の壁で区画されているか、又は離れて設けられている場合においては、その区画された部分又は離れて設けられた部分のそれがそれについて適用する。
- ホテル、旅館又は下宿の便所は、大便器及び小便器の数を客室(附室を除く)五につき一個以上としなければならない。

第七章 公衆浴場
(屋根)
第五十条 建築物の二階以上の階を公衆浴場の浴室の用途に供する場合に、建築物の主要構造部を耐火構造としなければならない。

(主要構造部)

第四十七条 ホテル、旅館又は下宿の用途に供する建築物で、居室の床面積の合計が百平方メートルをこえる場合における廊下の幅は、百二十センチメートル以上としなければならない。

- オ三節の規定によりて、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分は、防火構造としなければならない。ただし、二以下の居室(附室を除きその床面積の合計が三十平方メートル以内のもの。)浴室、便所又は納戸の類に専用の廊下の幅は、
- 直上階の床を耐火構造としなければならない。
- 地階に浴室を設けるときは、その

次の各号によらなければならぬ。

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

一 壁及び床は、耐火構造とする。」

三
窓及び出入口

(燃料小出し場及び灰捨場)

第五十二条 公衆浴場の燃料小出し場
は火たき場内に、灰捨場は火たき場
内又はこれに接続して設け、その構
造はコンクリート造、れん瓦造、石
造又はこれらに類する構造としなけ
ればならない。

第五十三条 公衆浴場の燃料置場は、
その周壁を耐火構造とするか又はそ
の内外を防火構造とし、開口部に
は、防火戸を設けなければならな
い。

第五十四条 公衆浴場の煙突は、その高さを地盤面上二十三メートル以上としなければならない。ただし、土地及び周囲の状況により支障がない場合は、この制限を緩和することができる。

一四六 突

第五十五条 舞場、映画館、演芸場、観覧場（以下本節において「興行場」）といふ。）公会堂及び集会場の敷地と道路との関係（第八節 舞場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場）

は、その外周の長さの五分の一以上を次段になす道路に接しなければならない。	
客席床面積の合計(単位平方メートル)	
五百五十以下の場合	道路幅員(単位メートル) 四 以上
二百以下の場合	五・四 以上
三百以下の場合	六 以上
六百以下の場合	八 以上
一千一百以下の場合	十一 以上
一千二百をこえる場合	十五 以上
2 前項の道路に接するほか、他の幅員四メートル以上の道路又は公園若しくは広場の類に避難上有効に接する場合においては、前項の道路に接する割合を六分の一以上とすることができる。	
3 興行場、公会堂及び集会場(以下本節において「興行場」という。)の主要出入口は、オ一項の道路に面しなければならない。	
(地下建築物に設ける興行場等の地下道との関係及び直通階段)	
第五十六条 興行場等で地下建築物(オ三章の地下建築物をいう。以下本節において同じ。)に設けるものについては、その用途に供する地下の戸(オ三章の地下の戸をいう。以下本節において同じ。)を敷地、地下道(オ三章の地下道をいう。以下本節において同じ。)を道路とそれのみなして前条の規定を準用する。かつてこの場合においては、客に専用の直通階段を二以上設けて、その幅をオ六十一条オ一項オ四号の規定による割合で計算した数値以上とした場合においては、前項の規定によらざりが能い。	
3 前二項の直通階段は、避難上有効に地上の道路又は公園若しくは広場の類に通するものとしなければならない。	
(地下建築物に設ける興行場等の直通階段までの歩行距離)	
第五十七条 前条の場合において、オ九十二条の規定の適用については、「歩行距離は、三十メートル以下」とあるは、「歩行距離は二十メートル以下」と読み替えるものとする。ただし、客席以外の部分については、この限りでない。	
(前面及び側面空地)	
第五十八条 興行場等は、その前面及び主要客席側面にそつて空地を設けなければならない。ただし、壁面線のある場合で、かつて安全上及び衛生上支障がないときは、その部分に	
2 前項の空地幅員は、客席の床面積の合計三百平方メートル以下のものは一・五メートル以上とし、三百平方メートルをこえるものは六十平方メートル以内を増すことに十五センチメートルを加算しなければならない。ただし、主要構造部分が耐火構造で避難上、防火上支障がない場合は、側面空地を片側のみとすることができる。	
3 主要客席の側面の空地は、前項の幅員以上を有する空地又は、直により前条の道路または、側面空地以上の幅員を有する道路に通じていなければならぬ。	
4 主要構造部の側面が道路に接するときは、これを空地とみなしか二項の幅員に算入することができる。	
5 主要構造部を耐火構造としたもので、オ一項の前面空地に代る寄り付き(柱又は壁の類を有しないもの)を設けたものにあつては、同項を適用しないことができる。	
6 前項の寄り付きは、その奥行の幅をオ二項に準じて算出し、かつて、その高さを四・五メートル以上としなければならない。	
(地下建築物に設ける興行場等の前面広間)	
第五十九条 興行場等で地下建築物に設けるものについては、前条の規定を適用しない。ただし、その用途に供する地下の戸の出入口又は非常口	

方 縦通路の幅は、これを使用する客席が両側にあるときは、八センチメートル以上 (主階客席床面積九百平方メートルをこえるものは、その主階のものに限り九十五センチメートル以上) とし、客席が片側の場合は、六十センチメートル以上一メートル以下とする。

キ 縦通路及び横通路は、客席の出入口に直通させること。ただし、花道、その他構造上やむをえないもので、保安上支障がない場合は、この限りでない。

二 わり席

ア 一人の占用面積は、〇・三平方米メートル以上とすること。たゞ、花道、その他構造上やむをえないもので、保安上支障がない場合は、この限りでない。

イ ます席の場合は、一ます定員を六人以上とすること。

ウ 横列は、二ます以下ごとに、幅四十センチメートル以上の通路を設けること。

エ 大入場には、三メートル以内ごとに幅三五センチメートル以上上の縦通路を設け、その高さは、床面積より十センチメートル以上とすること。

オ 一人の占用面積は、〇・二平

イ 立ち席

ア 一人の占用面積は、〇・一平

イ 立見席の奥行きは、二・四メートルをこえ又は客席を地下に有

トル以下、待見席の奥行きは、一・五メートル以下とすること。

ウ 幅一・二メートル以上の廊下を後方に設け、立ち席と廊下との間に間壁を設け、適当な位置に出入口を設けること。

第六十五条 適当な位置に喫煙所を設け、その床面積の合計は、客席床面積の合計の三十分の一以上としなければならない。

(喫煙所の設置)

(便所)

客席床面積の合計 (単位平方メートル)

三百以下

三百をこえ六百以下の部分

六百をこえ九百以下の部分

九百をこえる部分

三 くみ取便所としないこと。

四 客席室に出入口を有する便所は、前室を設けること。

五 小便所は、一人の専用の幅を六十センチメートル以上とするこ

と。

(電灯設備)

第六十七条 客の使用する場所の電灯設備は次の各号によらなければならぬ。

一 充分なる照度を有する電灯を設けること。

二 客席、廊下、通路、階段、出入

口、非常口及び空地には、他の電源による補助灯火を設けること。

三 前二号の電灯の開閉器は、管理事務所内に設けること。

第六十六条 客用の便所は、次の各号によらなければならない。

一 男女用を区別すること。

二 便器の総数は、各階ごとに次表の割合で設け、かつ、男子用と女子用は、ほぼ同数とし、男子用便器五以内ごとに男子用大便器二

種類、規模又は用途によりこの割合及び男子用と女子用の比率をかえることができる。

(換気設備)

客席床面積に対する便器の数

十五平方メートルごとに一二十平方メートルごとに一三十平方メートルごとに一六十平方メートルごとに一

四 客席には、演技又は映写中でも〇・二ルツクス以上の照度を有する灯火の設備をすること。

(機械換気設備)

第六十八条 機械換気設備は、オ一換気設備 (給気機並びに排氣機を有するもの。) オ二種換気設備 (適當な排氣口並びに給氣機を有るもの。) オ三種換気設備 (適當な給氣口並びに排氣機を有するもの。) にわける。

(客席の換気設備)

第六十九条 客席には、次の各号によらなければならぬ。

一 給気口及び排氣口は、室内空気の分布を均等にし、かつ、局部的通気を感じさせないように配置されなければならない。

(給気口及び排氣口)

第七十二条 給気口及び排氣口は、室

内空気の分布を均等にし、かつ、局部的通気を感じさせないように配置されなければならない。

(外気取入口)

一 客席床面積の合計が四百平方メートルをこえ又は客席を地下に有

する興行場等にあつては、オ一種換気設備

二 客席を一階以上に有しその床面積の合計が古五十平方メートル以下では、オ二種換気設備

三 客席を一階以上に有しその床面積の合計が古五十平方メートル以下の興行場にあつては、オ二種換気設備又はオ二種換気設備

四 客席を一階以上に有しその床面積の合計が古五十平方メートル以下の興行場にあつては、オ二種換気設備又はオ二種換気設備

五 客席を一階以上に有しその床面積の合計が古五十平方メートル以下の興行場にあつては、オ二種換気設備又はオ二種換気設備

口は、地上三メートル以上に受けなければならない。

2 前項の規定によつても附近の空気

状態が衛生上不適当と認められるときは、ろ過又は洗じようしなければならない。

3 ろ過又は洗じようの設備を有し衛

生上支障がない場合は、オ一項の高

さはこれを低減することができる。

(風道)

第七十四条 换気通風は、不燃性の構造とし防火上必要な位置には防火ダ

ンバーを設けなければならない。

(換気機械室)

第七十五条 原動機、送風機その他の換気設備は、天井高二メートル以上

の室内に設け、かつ、周壁と機械間

の距離は、五十センチメートル以上

としなければならない。ただし、一馬

力以下のものは、この限りでない。

(客席と舞台部との隔壁)

第七十六条 客席床面積の合計が二百平方メートルをこえる興行場は、舞

台部(花道を除く。)と客席部との

境界を耐火構造の隔壁をもつて区画

し、これを屋根裏に達せしめその開

口部には、防火戸又は防火上有効な

設備を設けなければならない。

2 客席床面積の合計が九百平方メー

トルをこえるものについては、前項

の開口部には、自動車種防火戸を設

け、その舞台の上部には、自動開放

装置をした排気口を設けなければな

らない。

3 訓練館、観覧場で防火上支障がないものについては、前二項の規定を適用しない。

(舞台部の各室区画)

第七十七条 劇場、演芸場又は映画館(舞台部のないものを除く。)の舞台部においては、舞台と他の各室と

隔壁又は不燃材料、木モセメント板

その他これらに類するものでおおい

若しくは防火塗料で塗装した隔壁を

もつて区画しなければならない。

(舞台部の各室等の避難)

第七十八条 舞台部の各室又は出演者等の逃室は、これを幅一メートル以上の通路、廊下、出入口又は階段により道路その他の安全な場所に通ぜしめなければならない。

(事務室の位置)

第七十九条 舞台部の各室又は出演者は、主要出入口附近に設けなければならない。

(映写室及び技術室)

第八十条 映写室の構造設備は、次の各号によらなければならない。

一 壁体及び床を耐火構造とし、天

井部には、防火戸又は防火上有効な

設備を設けなければならない。

二 開口は、内法一メートル以上、

奥行は、内法三メートル以上、と

し、天井の高さは一・一メートル

以上とする。ただし、映写機

二台以上を使用するものは、一台

を加えるごとに開口一メートルを

増加すること。

三 出入口は、幅六センチメートル以

上とすること。

四 出入口には、外開き自閉甲種防

火戸を、その他の開口には、自閉

防火戸を設けること。

五 換気装置を設けること。

六 地下に設ける場合は、客席の床

面を地盤面下六メートル以内とす

ること。

七 主階を五階以上に設ける場合

は、避難用に供することができる

屋上広場を設けること。

八 地下建築物に設ける興行場等の適用

(の除外)

第九十三条 地下建築物(地上階のあ

る地階を除く。)に設ける興行場等

について、安全上、衛生上支障が

ない場合は、前条オ一号からオ三号

まで、オ五号及びオ六号の規定は適

用しないことができる。

(地下建築物に設ける興行場等の適用

の制限の緩和)

第八十四条 この節のうち構造設備

に関する規定は、演芸場、観覧場、公

会場及び集会場の用途又は規範によ

り保安上及び衛生上支障がない場合

は、これを適用しないことができる。

第九節 その他の特殊建築物

(外壁の防火構造)

第八十五条 法オ二十二条の市街地の区域内にある木造建築物のうち、市場、展望会場、舞踏場、遊技場、診療所の用途に供するもので、階数が二であり、かつ、それらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれある部分は防火構造としなければならない。

(室内的防火構造)

第八十六条 準防火地域内にある木造建築物のうち、病院及び診療所の用途に供するもので、それらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるものは、その壁及び天井(天井のない場合は、屋根)の室内に面する部分を防火構造とし、又は不燃材料木毛セメント板その他これに類するものでおおい、若しくは防火塗料で塗装しなければならない。

2 法オ二十二条の市街地の区域内にある診療所についても、前項の規定を適用する。

第三章 地下建築物

オ一節 通則

(この章における用語の定義)

第八十七条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地下建築物、店舗、事務所、自動車庫、倉庫、興行場その他の施

設のある地下工作物(地上階のある建築物の地下階を含み、地下そ

う、又は洞道の類を除く。)をいう。

二 地下の戸 地下建築物で一の用途又は使用上不可分の関係にある二以上の用途に供する一構の区画をいう。

三 地下道 地下建築物で各地下の戸の通行に共用する部分又は一般の通行の用に供する部分をいう。

四 地下道境界線 地下道の幅の境界線をいう。

(地下建築物に設けてはならない用途のもの)

第八十八条 地下建築物は、次の用途に供してはならない。ただし、地下建築物の管理上必要やむを得ないものは、この限りでない。

一 住宅、共同住宅、寄宿舎、ホテル、旅館、又は下宿その他これらに類する居住又は宿泊の用に供するもの

二 学校、病院又は診療所(患者の収容施設のないものを除く。)その他これらに類するもの

三 工場又は作業場(店舗に附属する軽微なものを除く。)

オ二節 地下道と直通階段、地下の戸の開様

(地下道)

第八十九条 地下道は、次の各号にあてはまるものでなければならない。

一 幅は、六メートル以上、天井の高さは三メートル以上とすること。

二 行き止り部分のないこと。

三 各部分は、歩行距離三十メートル以内ことに直通階段(傾斜路を含む。以下同じ。)で避難上有効に地上の道路又は公園若しくは広場の類(以下「地上の道路等」という。)に通じていること。

四 段又は二十分の一以上のこう配のないこと。

2 地下道の両側に地下の戸のない部分又は片側のみに地下の戸がある部分で、両側に地下の戸のある部分の避難又は通行に支障がないときは、前項オ一号の規定にかかわらずその幅を四・五メートル以上とすることができる。

3 車馬の通行の用途に供する部分のある地下道の場合においては、オ一項によるほか、両側に歩道を車馬と区別して設け、その幅を一の側について三メートル以上としなければならない。ただし、地下の戸が片側のみにある場合においては、歩道をその地下の戸のある側のみとすることができる。

4 車馬の通行の専用に供する地下道については、前項の規定の適用について「三メートル以上」とあるのは、「一メートル以上」と読み替えるものとする。

(地下道の直通階段)

第九十条 頭梁オ一項オ二項の直通階段は、次の各号にあてはまるものでなければならない。

一 幅は、六メートル以上、天井の高さは三メートル以上とすること。

は、オ一号の適用について、幅は、連通部分の幅を除いたものとする。

一 幅(近接して設ける二以上のもので、各の幅が一・五メートル以上あるものについては、それらの幅の合計)は、その直通階段までの歩行距離三十メートル以内の地下道の部分の最大の幅以上であること。

二 けあげは、十八センチメートル以下、踏みづらは、二十六センチメートル以上であること。(傾斜路の場合は、十分の一以下のこう配で表面とするか、又はすべらない材料で仕上げること。)

三 けあげは、十八センチメートル以下、踏みづらは、二十六センチメートル以上であること。

四 地下の戸と地下道又は直通階段との関係

第九十一条 地下の戸は、次の各号の一にあてはまるものでなければならぬ。

一 地下道に二メートル以上接すること。

二 地上の道路等に同じ避難上有効に配慮された専用の直通階段を二以上有すること。

2 前項オ二号の直通階段は、地下の戸が二で、たがいに避難上有効に使用できる場合においては、共用することができる。

(直通階段までの歩行距離)

第九十二条 地下の戸の各部分から、地下道の直通階段又はその地下の戸に専用の地上の道路等に通する避難上有効な直通階段までの歩行距離

は、三十メートル以上としなければならない。

2 前条第一項オ二号又は前項の規定による地下の戸に専用の直通階段は、幅一・八メートル以上で、かつ、九十九条オ二号の規定にあつてはまるものでなければならない。

(自動車庫、倉庫又は機械室等に関する緩和)

第九十三条 地下の戸で自動車庫、倉庫、変電室又は機械室その他のこれらに類する用途に供するものについては、居室の部分を除き、前条の規定の適用については、「三十メートル」とあるのは「六十メートル」と読み替えるものとする。

(専用の直通階段の幅の緩和)

第九十四条 地下の戸の床の面積の合計が三百平方メートル以下の場合は、九十九条オ二項の規定にかかわらずその専用の直通階段の幅は一・四メートル以上とすることができる。

(地下道の直通階段に接する出入口の禁止)

第九十五条 地下の戸は、地下道の直通階段の部分(踏場を含む。)又は直通階段の下端から三メートル以内の部分に出入口を設けてはならない。ただし、公衆便所、機械室又は電気室その他これらに類するものは、この限りでない。

(地下道境界線の標示)

第九十六条 地下道境界線は、タイ

ル、壁又は柱その他適當な方法で標示しなければならない。

(地上階のある建築物に対する制限の緩和)

第九十七条 地下建築物が地上階のある建築物の階で、次の各号の一にあつてはまる場合には、オ八十九条、オ九十一条及びオ九十二条の規定による制限を緩和することができる。

一 食堂、便所、倉庫、自動車庫、機械室又は変電室、その他これらに類するもので地上階と用途

上不可分の関係のあるもの

二 地下の戸(前号に掲げるものを除く。)の数が三以下で、その床面積の合計が各百平方メートル以下であるもの

オ三節 地下建築物の一般構造

(床)

第九十八条 地下の戸の床は、その接する地下道の境より低くしてはならない。

(地下道の各部分の地下道への突出の禁止)

第九十九条 地下の戸の各部分又は地物その他これらに類する工作物作は、地下道境界線より突き出ではならない。

(壁、天井及び床の防潮)

第一百条 地下建築物の壁、天井及び床で土じょうに接する部分は防潮上有效な構造としなければならない。

(便所)

第二百一条 地下の戸には、便所を設けなければならない。

2 前項の便所は、くみ取便所としてはならない。

3 オ一項の便所は、他の地下の戸と共に設けることができる。

(下水溝のふた)

第二百二条 地下道に設ける下水溝その他これらに類するものは、摩損し難い材料で造られたふたでおおい、かつ、通行上支障のないようにしなければならない。

(地下の戸の仕切壁)

オ四節 地下建築物の主要構造部(主要構造部)

部、防火区画等

第二百三条 地下建築物の主要構造部は、耐火構造としなければならない。

(防火区画)

第二百四条 地下建築物で延べ面積が千五百平方メートルをこえるものは、延べ面積千五百平方メートル以内と耐火構造の壁若しくは柱又は甲種防火戸で区分し、その区分は、次の各号にあつてはまるものでなければならぬ。

(機械換気設備)

第二百五条 地下戸の仕切壁は、耐火構造とするか又は不燃材料で造らなければならぬ。

(地下の戸の仕切壁)

第二百六条 地下建築物には、次の表に定めるオ六十八条の機械換気設備を設けなければならない。ただし、(イ)類にあつてはまる規模のもので、位置及び各地下の戸の配置又は地上の状況により衛生上支障のない場合は、オ三種換気設備とすることができること。

(換気設備の種類)

2 前項の換気設備は、その地下建築物内の居室の部分及び地下道に均等

(換気量)

第二百七条 前条の換気設備は、地下建

一 区画は、オ九十九条からオ九十二

条までに規定された地上の通路等に通する直通階段以上を含む越

難上支障のない配置とすること。

二 区画に設ける出入口は、避難に有効な随時開くことのできる自動閉鎖の甲種防火戸とすること。

二 前項オ一号の規定は、地下の戸が開口部がない耐火構造の壁又は不燃材料の壁で区画されている場合においては、その区画された部分のそれについて適用する。

二 前項オ二号の規定は、地下の戸が開口部がない耐火構造の壁又は不燃

材料の壁で区画されている場合においては、その区画された部分のそれについて適用する。

建築物の床面積一平方メートルごとに
毎時三十立方メートル以上の新鮮な
外気を供給するものでなければなら
ない。ただし、温湿度調整装置を有
するときは、これを十立方メートル
以上とすることができる。

- 2 オ一種換気設備を設けるときは、
常に給気量は、排気量以上としなけ
ればならない。
- 3 各地下的戸には、給気口又は排氣
口を設けなければならない。

(換気設備の併用の禁止)
第一百八条 オ五十五条にいう喫煙場等
又はキヤバレーの用途に供する地下
の戸の換気設備は他の地下の戸の換
気設備と併用してはならない。

(専用排気設備)
第一百九条 ちゆう房、便所又は蓄電池
室には専用の排気設備を設けなけれ
ばならない。

(外気取入口、風道、給排気口及び換
気機械室)

第一百十条 地下建築物の外気取入口、
風道、給排気口及び換気機械室はオ
七十二条からオ七十五条までの規定
を準用する。

(照明設備)

第一百十一条 地下道は、その床面にお
いて平均十ルツクス以上の照度を有
する照明設備を設けなければならない
い。

(排水設備及びじんかいの処理)
第一百十二条 地下建築物には、排水設
備を設け、かつ、じんかい処理の方

法を講じなければならない。

(照明設備等の予備電源)

第一百十三条 地下建築物の換気設備、
照明設備及び排水設備は、予備電源
を有するものとしなければなら
い。

この規則は、公布の日から施行する。

第四章 雜 則

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第一百十四条 法オ八十一条オ四項の仮
設建築物で消火、避難に効的な帽員
六メートル以上の空地を周囲に有す
るものについて行政主席が安全上及
び衛生上支障がないと認めて一ヶ月
以内の期間を定めて、その建築を許
可する場合においては、オ三条、オ
四条、オ五十五条、オ六十四条、オ
六十六条规定からオ七十七条まで、オ八
十条、オ八十二条、オ八十五条の規
定を適用しない。

この規則は、公布の日から施行する。

○規則第五十二号
戸籍法施行規則の一部を改正する規
則を次のとおり定める。

一九五七年七月十二日

行政主席 当間 重剛

戸籍法施行規則の一部を

改正する規則

戸籍法施行規則(一九五七年規則オ
二五五号)の一部を次のように改正す
る。
附録オ十一号様式、附録オ十二号様
式及び附録オ十四号様式をそれぞれ次
のように改める。

附録オ十一号様式、附録オ十二号様
式及び附録オ十四号様式をそれぞれ次
のように改める。

$$q = 35 \sqrt{h}$$

h 地盤面からの高さ
(メートル)
..... 速度圧(一平方メー
トルにつきキログラム)

(13) 1957年7月12日 (金曜日) 公 報

第56号

出 生 届		受 理	年月日 番号	昭和 年月日 号	昭和 年月日発送 長
長 殿		付	年月日 番号	昭和 年月日 号	
昭和 年 月 日届出					
父 母 の 本 籍		番地			
(一) 又は 国籍		筆頭者の氏名			筆頭者の氏名
		日本の国籍 のない場合 はその国籍			日本の国籍 のない場合 はその国籍
(二) 父母の氏名					
(三) 父母の出生年月日		年 月 日			年 月 日
(四) 出生当時の父母の職業 父母の結婚式の年月日		職業 父	母	結婚式の 年月日	年 月 日
(五) 子の男女別の氏名及び 嫡出子か否かの別		1男 氏名		1嫡出子 (男)	
		2女		2嫡出でない子 (女)	
(六) 出生の年月日時分		昭和 年 月 日 午前 午後			時 分
(七) 出生の場所		番 地			
(八) この出生届によつて 父母の新戸籍を編製 するときは新本籍		番 地			
(九) 子の住所		番 地			
(十) 世帯主の氏名及び 世帯主との続柄		氏名		続柄	
(十一)					
(十二) その他の事項					
(十三) 届出入		本籍 住所 署名 押印	番地 番地 印	筆頭者の 氏名 届出入の 資格 届出入の 出生の年月日	1父 2母 3同居者 4医師 5助産婦 6立会者 年 月 日

第56号

0529

婚姻届

婚	市町村長	殿	受	年月日	年月日	戸籍記載	住民票更正
	昭和 年 月 日届出	番号	番号				
(一) 本籍又は国籍				番地	番地		
	筆頭者の氏名				筆頭者の氏名		
	日本の国籍のない夫場合はその国籍				日本の国籍のない妻場合はその国籍		
(二) 氏名							
(三) 出生の年月日				年月日	年月日		
(四) 夫婦の称すべき氏、新戸籍編製のときは新本籍	1. 夫の氏 2. 妻の氏	新本籍	番地				
(五) 父母の氏名及び父母との続柄	夫の父	続		妻の父	続		
養父母の氏名及び養父母との続柄は丸欄に記入すること	夫の母	柄		妻の母	柄		
(六) 婚姻関係	1. 初婚 夫 直前の婚姻の解消年月日	2. 再婚 年月日		1. 初婚 妻 直前の婚姻の解消年月日	2. 再婚 年月日		
(七) 結婚式直前の職業	夫	妻					
(八) 結婚式を挙げた年月日	年月日						
(九) その他の事項							
(十) 届出人	夫 住所	番地 署名押印			印		
	妻 住所	番地 署名押印			印		
(十一) 証人	本籍 住所	番地 署名押印			印		
	本籍 住所	番地 出生の年月日			年月日		
	本籍 住所	番地 署名押印			印		
	本籍 住所	番地 出生の年月日			年月日		

死 亡 届		受 理	年月日 番号	昭和 年 月 日 オ 号	昭和 年 月 日 発送 長 郡
死 長 昭和 年 月 日届出		受 付	年月日 番号	昭和 年 月 日 オ 号	
本籍又は国籍		筆頭者の氏名 日本の国籍のない場合はその国籍 番地		戸記 新敷	住民票消除
男女の別及び氏名		1男 2女 氏名		調査票作成	住所地通知
出生の年月日		年 月 日	出生後三十日以内に死亡した場合はその出生時刻	午前 時 分	
死亡の年月日時分		昭和 年 月 日	午前 午後	時 分	
死亡の場所		番地			
死亡者の住所		番地			
配偶關係 生存配偶者の出生の年月日		1、未婚 2、有配偶 3、死別 4、離別 出生の年月日		年 月 日	
職業					
その他の事項					
届出人		本籍 住所 署名 押印	番地 番地 印	筆頭者の氏名 届出人の資格 届出人の出 生の年月日 年 月 日	

(毒物)

第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表オ一オ十九号の規定に基き、次に掲げる物を毒物に指定する。

一 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びこれを含むする製剤

二 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤

三 燃酸ナトリウムを主たる成分とする物であつて、砒素又は砒素化合物を含有するもの。ただし、砒素として○、一%以下を含有するものを除く。

(劇物)

第二条 法別表オ二オ五十八号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。

一 ヘキサクロロエボキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤

二 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘ

○規則第五十三号
毒物及び劇物取締法(一九五四年立
法オ四十一号)別表オ一オ十九号、別
表オ二オ五十八号及びオ十三条オ六号
の規定に基き、毒物及び劇物指定規則
を次のように定める。

一九五七年七月十二日 行政主席 当間 重綱 毒物及び劇物指定規則

表オ二オ五十八号及びオ十三条オ六号の規定に基き、毒物及び劇物指定規則を次のように定める。

キサヒドロジメタノナフタリン五
第一以下を含有するものを除く。

三・ヘキサクロロエボキシオクタヒ
ドロエンドエキソジメタノナフタ
リン及びこれを含有する製剤。た
だし、ヘキサクロロエボキシオクタヒ
ドロエンドエキソジメタノナフタ
リン五%以下を含有するもの
を除く。

四・硝酸タリウム及びこれを含有す
る製剤。ただし、硝酸タリウム
〇・三%以下を含有し、黒色に着
色され、かつ、トウガラシエキス
を用いて著しくからく着味されて
いるものを除く。

五・硫酸タリウム及びこれを含有す
る製剤。ただし、硫酸タリウム
〇・三%以下を含有し、黒色に着
色され、かつ、トウガラシエキス
を用いて著しくからく着味されて
いるものを除く。

六・硫化亜鉛及びこれを含有する製
剤。ただし、硫化亜鉛一%以下を
含有し、黒色に着色され、かつ、
トウガラシエキスを用いて著しく
からく着味されているものを除
く。

七・二臭化エチレン及びこれを含有す
る製剤。ただし、二臭化エチレ
ン五〇%以下を含有するものを除
く。

八・一・四・五・六・七・七・一・テト
ラヒドロ一四・七一(八・八・八・ジ

クロロメタノ)一インデン及び己
酸を含有する製剤。ただし、一・
四・五・六・七・ベンタクロロ一
メタノ)一インデン二〇%以下を
含有するものを除く。

三・四・七・七・一・テトラヒド
ロ・四・七一(八・ハ・シ・クロロ
メタノ)一インデン二〇%以下を
含有するものを除く。

四・四・七一(八・ハ・シ・クロロ
メタノ)一インデン二〇%以下を
含有するものを除く。

九・クロルメチル及びこれを含有す
る製剤。ただし、容積三〇〇立方
センチメートル以下の容器に收め
られた殺虫剤であつて、クロルメ
チル五〇%以下を含有するものを
除く。

十・硅藻化水素酸及びこれを含有す
る製剤。

十一・ジメチル二・二・ジクロロビ
ニルホスフエイト及びこれを含有す
る製剤。

十二・トリエタノールアンモニウム
二・四・シニトロ一六一(一・メ
チルプロピル)一フエノラート及
びこれを含有する製剤。

○規則第五十四号
毒物及び劇物取締法施行規則の一部
を改正する規則を次のように定める。
一九五七年七月十二日
行政主席 当間 重剛

毒物及び劇物取締法施行規
則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行規
則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行規則(一九
五四年規則第74号)の一部を次の
ようにより改正する。

別表第1中第十五号を第十七号とし
て規定する百分比の計算について
は、当該製剤一〇グラム中に含有さ
れる硝酸タリウム、硫酸タリウム又
は硫化亜鉛の重量一〇グラムに対する
比率によるものとする。

八・ジメチルエチルメタルカブトエチ
ルチオホスフエイト及びこれを含
有する製剤。

九・モノフルオール酢酸アミド及び
これを含有する製剤。

取締法施行規則で定める方法により
着色すべき劇物に指定する。

この規則は、公布の日から施行する。
第一項の規定は、公布の日から施行する。

二・硫酸タリウムを含有する製剤た
る劇物。

三・硫化亜鉛を含有する製剤たる劇
物。

九・告示第百十三号
一九五四年十月十五日付告示第77
号及び一九五六年二月二十一日付告
示第56号で指定した宜野湾村の保安
林について指定事項中左記のとおり訂
正する。

一九五七年七月十二日
行政主席 当間 重剛

一九五四年十月十五日付告示第77
号及び一九五六号並びに第56号
の規定は、公布の日から起算して六十
日を経過した日から施行する。

一九五七年七月十二日
行政主席 当間 重剛

一九五四年十月十五日付告示第77
号及び一九五六号並びに第56号
の規定は、公布の日から施行する。

一 一九五四年十月十五日付告示第77
号及び一九五六号並びに第56号
の規定は、公布の日から施行する。

医科の部

名 称	診 療 科 名	医 师 氏 名	所 在 地
照屋診療所	外 科	照屋 善 助	コザ市字胡屋一、二六五番地

○告示第百十五号

電波法第十二条の規定により、次のように無線局の免許を与えた。

一九五七年七月十二日

免許人の氏名又は 名称(免許の年月 日及び番号)	無線局の種別 (及び設置場所 (主たる停泊港))	呼出符号及び 電波の 型式	周波数(KC)
合資会社サンベージ (一九五六年二月七日 为五五七号)	空中線電力 船舶局	WZ二八〇六 A三	二二一八二 二五八五 二六三八

○告示第百十六号

次の無線局について、下記のよう変更があつた。

一九五七年七月十二日

行政主席 当 間 重 刚

無 線 局 免許の年月日及び番号 変更年月日 変更事項

久高安矩所属才三
平運丸 船舶局
才三四号 六月十一日 「才三平運丸船
舶局」に変更

公 示

家畜伝染病予防法第六条により、豚コレラ予防注射を左のとおり実施する。

一九五七年七月十二日

行政主席 当 間 重 刚

公 示

○裁判所
裁判所に任命する
七級一号俸を給する
上訴裁判所事務局調査課勤務を命ず
る

一九五七年七月五日

公 示

屋 部 村	"	一、一〇〇"	コ	六、六〇〇"	自八月廿七日
勝 連 村	"	二、三〇〇"	丹	四、〇〇〇"	至"卅日
石 川 市	"	二、〇〇〇"	丹	九、〇〇〇"	自八月十三日
宜 野 湾 村	"	三、〇〇〇"	丹	七、五〇〇"	至"廿六日
勝 連 村	"	二、三〇〇"	コ	二、八〇〇"	自八月廿一日
石 川 市	"	二、〇〇〇"	丹	五、〇〇〇"	自八月廿七日
勝 連 村	"	二、五〇〇"	丹	八、〇〇〇"	至"廿八日
石 川 市	"	二、六〇〇"	丹	九、六〇〇"	自八月十三日
勝 連 村	"	二、五〇〇"	丹	五、五〇〇"	自八月廿一日
石 川 市	"	二、五〇〇"	丹	九、〇〇〇"	至"廿五日
勝 連 村	"	二、五〇〇"	丹	五、〇〇〇"	自八月廿一日
石 川 市	"	二、五〇〇"	丹	五、〇〇〇"	至"廿二日
知 念 村	"	一、五〇〇"	コ	九、〇〇〇"	自八月廿一日
知 念 村	"	一、五〇〇"	丹	五、〇〇〇"	至"廿二日
計	"	一八、〇〇〇"	コ	一八、〇〇〇"	自八月廿一日
計	"	一八、〇〇〇"	丹	五九、〇〇〇"	至"廿二日

取締役全員任期満了の処理九五

七年五月式拾九日才六回定時株

主総会に於て取締役稲嶺一郎全

仲尾次郎善全佐近良夫全新垣正

榮全山城榮徳全中山良輔全前田

義次全宮城善兵全福里芳夫全平

良施良は取締役に再選せられ同

日兼任し取締役玉城仁栄は同日

退任し同日才六回定時株主総会

に於て左記の者新に取締役に選

任せられ同就任した

取締役貞和志市松川式百六

拾四番地長嶺彦昌同日取締役

会に於て取締役稲嶺一郎は代

表取締役に再選せられ同日當

任した

監査役全昌任期満了の処理九

五年五月式拾九日才六回定

1957年7月12日 (金曜日)

公

報

才56号

(18)

時株式会社に於て監査役大山
朝常全国場幸吉は監査役に再
選せられ同日重任した

昭和五七年六月拾九日登記

宮古登記所

○株式会社変更

一、商号 東運輸株式会社

二、本店

石垣市字登野城六百拾五

番地

一、昭和参拾弐年六月貳拾参日株主総
会の決議に因り資本総額並に壹株
の株金額を増加し左記の通り変更
同日増額株金額才旨回払込みを完
了した

資本の総額金 参百九拾万円也

壹株の金額金 参万円也

増額株金才旨回払込みたる金額

壹株に付金貳千五百円也

右昭和參拾弐年六月貳拾七日登記

八重山登記所

発行所

行政主席官房文書課

(共同印刷社印行)

才 56 号

0534